

平成29年10月（第11回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成29年10月17日（火）17:00～18:05

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

三原 節子 委員

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

3. その他議場に参加した者

大下教育部長、佐貫理事、唐沢教育次長、松田教育次長、床本総務課長、網本学校教育課長、古富特別支援教育推進室長、神代学校給食課長、吉村社会教育課長、有田人権教育課長、佐野図書館長、小林総務課長補佐、東野総務課係長

4. 傍聴者 あり

5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成29年10月17日の第11回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長： 続いて、9月19日の第10回の議事録の報告についてですが、机上に配布していますので、次回までにご覧いただき、次回の会議で承認を受けたいと思いますのでよろしくお願いします。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は山野委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第38号 教育費補正予算について」の1件と、その他の事項として、「就学援助制度の変更について」、「9月議会の報告について」、「寄附の報告について」の3件となっております。

また、本日は傍聴者があります。「議案第38号 教育費補正予算」については、12月市議会に上程する議案のため非公開としたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： 異議が無いようですので、「議案第38号 教育費補正予算」については、非公開とさせていただき、他の議題が全て終了した後に行います。

なお、それ以外の議題は、全て公開とさせていただきます。

教 育 長： それでは、その他の事項として、「就学援助制度の変更について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「就学援助制度の変更について」、総務課から説明します。

まず始めに、宇部市の就学援助制度について、概略を説明します。学校教育

法第19条の規定に基づき公立の小中学校に就学し経済的な理由で教育費の支払いや学用品費等の購入が困難な児童生徒の保護者に対してその費用の一部を援助する制度となります。援助の対象となる方は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に経済的に困窮しており就学援助を必要とする保護者で、生活保護基準の1.3倍未満の方を準要保護の対象としています。援助の対象費目は、要保護では、生活保護から教育扶助が支給されるため、修学旅行にかかる費用のみ、準要保護では、給食費、学用品費等が支給対象となります。今回の就学援助制度の変更では、新入学児童生徒学用品費について、入学前の購入に対して、支給時期が入学後となっていることから、保護者の負担となっていました。入学準備金として入学前に支給することにより、保護者の負担軽減を図るものです。具体的には、変更前は前年の3月から申請受付を開始して、最短で5月中旬の支給となっていました。変更後は、申請受付を前年の1月に行い、給付を3月に前倒しします。周知については、小学校新入児には、就学時健康診断でしおりを配布するとともに新中学生となる現小学6年生を対象に学校を通じて制度の周知を図ります。

教 育 長： 御意見、御質問はありませんか。

委 員： 要保護は、修学旅行費のみとなっていますが、入学準備金は準要保護のみが対象ですか。

事 務 局： 要保護については、生活保護からの支給がありますので、就学援助では準要保護のみが対象となります。

委 員： 申請時期について、1月となるのは新入学児童生徒のみで、その他の方は従来どおり3月の申請ですか。

事 務 局： 入学準備金の対象となる世帯で兄弟がいる場合は、合わせて申請を受け付けます。

委 員： このしおりは、既に配布を始めているのですか。

事 務 局： 小学校に入学する児童の保護者に対しては、就学時健康診断の際に配布しています。新たに中学校に入学する6年生の保護者には、適切な時期に小学校を通じて配布します。

委 員： ランドセルなど早めに購入する家庭も多いと思いますので、早めの周知をお願いします。

委 員： 準要保護について、教育委員会が定める基準額とはどのように決められているのでしょうか。

事 務 局： 生活保護制度の基準による需要額と世帯の収入を比較して1.3倍未満となる世帯が準要保護となります。

委 員： 新入学学用品費が定額とありますが、援助額はいくらなのでしょう。

事 務 局： 宇部市では、国の基準に準じて援助額を定めており、新入学児童生徒学用品費は小学校で40,600円、中学校が47,400円となっています。

委 員： 医療費について、学校病が対象となっていますが、おそらく全国的にもそうなのでしょうが、インフルエンザなどの疾病にも広げられないのでしょうか。

事 務 局： 医療費については、国の基準に基づき、政令に定めのある学校病を対象とし

ています。

教 育 長： 県内他市の状況について、教えてください。

事 務 局： 平成29年度から実施しているのは2市ありまして、その他のほとんどの市町も実施に向け検討していると聞いています。

教 育 長： よろしいでしょうか。次に「9月議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 9月議会の報告についてですが、9月8日から9月12日の間の3日間で、一般質問が行われました。教育委員会については、関連分の再質問を含め、7名の議員から計30点の質問がありましたので報告します。

教 育 長： 御意見、御質問はありませんか。

委 員： P F Iとはなんでしょうか。

事 務 局： 英語のプライベートファイナンスイニシアティブの略で、民間の力を借りて公的サービスを行う制度のことです。

委 員： P F Iにすると、経費が大幅に削減できるのでしょうか。

事 務 局： メリット、デメリットそれぞれあると思いますので、今後検討します。

委 員： 「ときわミュージアム世界を旅する植物館」は、日本有数の施設だと思えますので、その価値を子どもたちに伝えていきたいと思えます。

委 員： この前、県外から来られた方が、ときわ公園の呼応する森に行くのに、道に迷ったようでした。県外から来た方にも分かりやすいような表示があれば良いと思えます。

事 務 局： 空港からのアクセスなど検討するよう、関係課に伝えます。

委 員： 英語教育に関する質問で、英語教員のTOEICがどのくらいのレベルか気になります。

事 務 局： ベテランの教員では、TOEICを受ける機会がありませんでしたので、どのくらいのレベルであるかは把握していません。

委 員： 民間企業では、TOEICを2、3年に1回は、自己啓発のため受け続けるよう言われており、受けている事が普通だと思っていたので、英語教員で、TOEICを受けていない人がいるのは意外に思えます。

教 育 長： 最近では、大学等でTOEICを受験する機会も増えていると思えますので、今後の検討課題とします。

教 育 長： よろしいでしょうか。続いて、その他の事項「寄附の報告」についてお願いします。

事 務 局： 平成29年9月分寄附について、9月6日、匿名の方から小中学校交通遺児教育資金として、3,000円の御寄附がありましたので報告します。

教 育 長： 以上で公開する議案は全て終了しましたので、傍聴者は退出をお願いします。
(傍聴者退出)

教 育 長： それでは、「議案第38号 教育費補正予算について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 12月市議会に上程する教育費補正予算案を作成しましたので、説明します。歳入についてですが、寄附金の受領に関するものが3件となっています。

歳出については、小学校運営経費等について7課9件を上程します。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員： 特別支援教育支援員は、なぜ減になるのですか。

事 務 局： 夏に1名退職されましたので、特別支援教育支援員が1名減になり、生活指導員が増となっています。

委 員： 今の説明の増減が、金額の増加分になるのですか。

古富特別支援教育推進室長： 退職された分以上に、生活指導員を大幅に増加しています。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第38号 教育費補正予算について」、原案のとおり承認します。

教 育 長： 他に何かありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。